

Title	男女共同参画社会と政治 : 日本の現状と課題
Author(s)	山口, 裕司
Citation	阪大法学. 2005, 55(3,4), p. 313-329
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55095
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

男女共同参画社会と政治

——日本の現状と課題——

山 口 裕 司

- 一 はじめに
- 二 男女共同参画社会と日本
- 三 諸外国の事例
- 四 おわりに

一 はじめに

国連開発計画が発表した二〇〇五年版の『人間開発報告書』の結果をみると、健康、教育、経済力の総合的な充実度を示す「人間開発指数」で、日本は昨年と比較、数値は改善されたが、順位は昨年の九位から一位に後退した。人間開発指数は一七七カ国・地域で各国の平均余命、教育予算、国民一人当たりの国内総生産などを基に算出している。また女性の社会進出度を示す性別権利指標 (Gender Empowerment Measure) でも、日本は昨年の三八位から四三位に後退した。⁽¹⁾

女性の社会進出度と密接に関わる指標として女性議員の割合がある。列国議会同盟（IPU）の調査では日本は国会議員（衆議院）に占める女性の割合は諸外国に比べてかなり低い。二〇〇五年八月三二日段階では日本は一〇五位である（七・二％）。九月一日の総選挙の結果、女性議員の比率は八・九％になった。しかしそれでも九五位である。上位を占めているのは北欧諸国である。二位スウェーデンは四五・三％、三位ノルウェーは三八・二％、四位フィンランドは三七・五％、五位デンマークは二六・九％であった。^②

本稿では女性の政治的進出・社会的進出のレベルのまだ低い日本の現状を踏まえて、そうしたレベルの高い北欧諸国並みにするにはどうすればよいかを検討したい。

二 男女共同参画社会と日本

日本も北欧並みに女性の社会進出を推進するために努力している。たとえば「男女共同参画社会基本法」の制定がある。男女共同参画社会基本法の第五条「政策等の立案および決定への共同参画」では、次のように規定されている。すなわち、男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

男女共同参画基本計画は男女共同参画社会を形成するに当たつての具体的施策として、一一の重点目標を提示している。そのひとつが「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」である。① 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大。具体的には国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進。② 地方公共団体等における取組の支援、協力要請。具体的には審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援、女

性地方公務員の採用・登用等に関する要請等。③ 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援。^③
④ 調査の実施および情報・資料の収集、提供。具体的には政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施、女性の人材に関する情報の収集・整備・提供、政策・方針決定過程の透明性の確保。

国会議員をはじめ、都道府県議会議員のいずれを見ても、女性の占める割合は少数である。農業も就業人口の六割は女性であるが、農協の女性役員は1%に達していない。国家公務員の役職比率、民間団体の管理職比率も同様である。第五条はこうした分野への共同参画をうたったものであり、そのかわり方も決定段階からの参画ではなく、立案段階からその機会が確保されることの必要性を強調している。そこで機会の平等と結果の平等の間の環境整備を行う「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」が重要になる。その内容について、男女共同参画審議会基本問題部会は「男女共同参画社会基本法の論点整理」をおこない、次のように指摘する。「過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的にした、暫定的な措置^④」。

男女共同参画社会を実現するにはやはり女性のエンパワーメント（empowerment）の必要性がある。男女がともにいきいきと暮らせる社会、男女の差別なくそれぞれが自立して暮らせる社会を目指して一九九九年六月に法律を制定した。それが「男女共同参画社会基本法」である。しかしこれらはほとんど原則論の羅列であり罰則規定もない。今後は罰則規定を設けるなどの方策が求められる。

エンパワーメントという言葉は、本来あらゆる人がもっている能力を引き出し、社会的な権限を与えることで行動に移せる活力を意味する。女性や子ども、障害者、高齢者、発展途上国の人々など社会的に差別されたり、低位にいる人々に能力を發揮させるために使われる。男女共同参画社会形成のためには、女性に対してのエンパワーメ

ントが求められている。男女間の不平等は家庭の中から始まるといえるが、「男は外、女は内」といった観念を要するには、夫婦が平等なパートナーとしての関係を作り上げることが必要である。そのためには女性自身が自助・自立を通して力をつけることであり、自己主張を相手（父や夫など）が理解してくれて正当に評価し、協力体制を作ることが不可欠である。家庭ばかりでなく、学校・教育・就業の場、地域活動などの生活の場や法律面の整備においても、女性たちが、自らのおかれた状況などを自覚しなければならぬ。また女性が自分たちに関する問題は自分たちの意思で決め、あらゆる分野で機会への平等なアクセスを得ることが大事である。⁵⁾

一九八〇年代までの女性の地位向上への取り組みは「女は損だ」という発想を踏まえていた。労働・家庭など、さまざまな側面で「女であること」を理由に損をすることが多々あった。その後世界的な潮流として「男女平等」の考え方が主流になる。女性の地位向上を図る女性運動も、九〇年代半ばから、「女だけが虐げられているのではない」というように発想を転換するようになった。「男女共同参画」とは男性のいう「男はつらいよ」を受け止め、「女は損で、男はつらい」なら、今の社会は両性にとって生きにくい社会であるはず、問題は、男女両性に自分らしい生き方を許さない社会の制度や慣行にあるのではないか、という考え方に立つ。また重要な事柄の決定に企画の段階から参与して意見を反映させることを重視する立場から、たんなる「参加」ではなく「参画」という言葉が使われるようになった。男女が平等でともに社会に参画して、誰にとっても生きやすい社会が「男女共同参画社会」である。⁶⁾

一九九九年に制定された基本法にしたがって、二〇〇〇年末までに男女共同参画基本計画が策定され、現在多くの地方自治体で男女共同参画推進条例が制定されつつある。基本法や基本計画では、施策のなかに「積極的改善措置」が含まれるべきとしているが、その具体的内容や実効的措置はほとんど示されていない。「基本計画」で指摘

している政策・方針決定過程への女性の参画促進手段とは、国の審議会等の女性委員の増加であり、その数値目標も、国の審議会委員等については、二〇一〇年度末までのできるだけ早い時期に女性を三割にすること等としている。国会議員や地方議会議員における男女共同参画を実現するために、欧米で実施されているポジティブ・アクションを日本でも導入するべきか、近い将来に重要な問題となるだろう。⁽⁸⁾

ここで男女共同参画社会基本法に関する批判の論点を紹介する。①男女共同参画社会基本法には家族崩壊というフェミニズムの害毒が内包されている。②母性を否定し、専業主婦を軽侮し、一部の働く女性のための施策を進めようとしているのが男女共同参画である。③男らしさ女らしさを否定するジェンダーフリーの思想は教育の上で有害であり、男性・女性という自我の確立を困難にする。④女性と男性の特性の差を否定し、男女の区別をなくすことは日本の伝統や文化を破壊するもの。⑤性の自己決定はフリーセックスや妊娠中絶を増やす。⑥思想信条の自由や表現の自由を抑える全体主義である。⁽⁹⁾

こうした批判はあるが新しい政治の流れは明白である。私的領域の住民としての女性たちが、生活者の視座から政治に関わる時、女性たちは、利権追求のための「力」による他者支配や、そのための権力の争奪を求めない。政治の中に女性たちが求め、模索していったことは、生活の安心と安寧の維持、異なる人間相互間の共生や自然との共生である。⁽¹⁰⁾ 利権配分のための力による権力闘争ではなく、生活の安心と安寧のための共生を政治文化に組み入れること。生活者としての女性の政治との関わり方は、力による利権追求という従来型の政治のあり方に、もうひとつの政治的価値を導入するものである。それが利権誘導型で権力志向型の日本の保守的政治文化に新しい流れを作る可能性がある。

新しい共生型政治の流れは、男女共同参画社会基本法を推進した女性たちの運動に象徴的である。その運動は、

ジェンダー共生の価値を組み入れることによって男女の実質的平等を求める「ジェンダー共生型社会」の構築を志向する。世紀末日本の女性たちが展開したジェンダー・ポリティクスは、生活者の視座から、あるいはジェンダーの視座から、戦後日本の狭隘で伝統的な利権追求型政治に異議申し立てをおこない、新しい共生の政治文化を創造するはずである。⁽¹¹⁾

九〇年代は失われた一〇年といわれるが、多くの新しい芽も生まれた。一九八〇年代から行政改革、規制緩和、民営化、税制改革が行われた。細川政権以降も政治・選挙制度改革、地方分権改革、省庁再編計画が行われた。国内の国家・社会関係は、戦後改革以来の変革にむかい、さらに多くの改革立法がなされた。⁽¹²⁾ 地球環境問題や都市・生活型の環境問題に対処することを目的とする環境基本法、許認可権の行使の処理期間の設定、許認可の拒否の理由の明示、行政指導の内容と責任者の明確化などを定める行政手続法、製造物の欠陥により消費者に生じた被害に対して製造業者が損害賠償の責任を負うことを定める製造物責任法、事前に環境に及ぼす影響を予測・評価し開発を規制する環境アセスメント法、介護保険法、福祉など特定の非営利活動を行う団体に法人格を付与して公益を増進することを旨とする特定非営利活動促進法、請求に応じて国の行政機関に情報の公開を義務付けた情報公開法、男女が人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにする男女共同参画社会基本法が制定された。⁽¹³⁾

三 諸外国の事例

日本と比較して男女共同参画社会づくりが進んでいる諸国の事例をみてみよう。とくに北欧諸国、わけてもノルウェーに注目したい。

アメリカでは、一九六〇年代末から七〇年代にかけて、社会的に差別されてきた者（エスニック少数派、女性、障害者）の地位向上のために、雇用や教育において一定の優先枠を設けるアファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置・ポジティブアクション）が広がった。この措置に関しては、白人男性への「逆差別」であるといった批判もあり、九〇年代後半にはカリフォルニア州のように廃止する州も出てきた。しかし少なくとも女性の職場進出に果たした役割は大きかった。¹⁴

ノルウェーを先駆とした北欧諸国では、八〇年代に男女平等のためのクオータ制が広がった。¹⁵これは公的な政策決定機関において、一方の性の占める比率に下限を設けるものである。フランスでは二〇〇〇年に、選挙に際してすべての政党が男女同数の候補者を立てることを義務付ける法律（パリテ法）が成立した。¹⁶

女性に参政権が認められたからとはいえず、女性が政治面で男性と同等に活躍しているとはいえない。フランスは一九九〇年代に入っても、EUの前進であるEC二二カ国中、とりわけ女性の議会参画率が低かった。一九九五年における国民議会に占める女性議員の割合は五・六％にすぎなかった。女性排除の「普通選挙」に支えられた男性中心の政治の世界を真に男女平等のものにするには、(被)選挙権を男女に保障するだけでは十分でない。一九九二年に三人の女性社会党員が『権力へ、女性市民たちよ！ 自由、平等、パリテ』を出版し、国、地方すべての議会での男女同数議席の法制化を要求した。パリテ法はすべての選挙において候補者の男女同数を義務づける法律である。パリテ実現のために一九九八年に憲法改正が行われ、二〇〇〇年にパリテ法が制定された。

GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）が世界一のノルウェーにおいても積極的改善措置が推進されている。ノルウェーでは民間上場企業の女性比率を七％から四〇％にするようにとの勧告が二〇〇二年に行われ、二〇〇三年には未達成企業への制裁も含む法改正を提出し、目標達成を援助するために「女性人材データベース」を

作った。一九七〇年代以降に、各政党が比例代表名簿を男女半々にするクオータ制を採用した結果、女性の政界進出が進み、育児の社会的支援も充実した。スウェーデンは一九九四年の選挙で、多数の政党がクオータ制を導入し、男女交互の候補者名簿を作成した。

北欧諸国が比例代表制の選挙でクオータ制を取り入れて、女性の政治参画を早くから進めていることを踏まえ、クオータ制は、普通選挙において実現できていない男女の不平等を是正する措置として有効である。¹⁷⁾

スウェーデン環境相のリンドは次のように述べる。

スウェーデンでは大半の女性が働きながら子供を育てるので、育児休暇は仕事の妨げにならない。責任ある役割においても育児休暇はとる。私はストックホルム副市長だった四年前、二男を産んだときに八ヶ月ほど休んだが、代行者がいたから支障はなかった。むしろ、多忙を理由に制度を無視して育児休暇を返上する人が批判を受ける。もちろん子育てと仕事を両立するには夫婦間の助け合いが欠かせない。私が閣僚を務めながら二人の子供を育てることができると夫の協力があるからだ。政府も父親が育児休暇をとらなければ休暇期間が短くなる制度にして、男性の育児協力を促している。男性が育児に参加するようになった結果、社会全体が家庭生活を尊重するようになった。たとえば市議会が長引いたときに市長が、「今日は子供の誕生日だから早く帰る」と言い出しても、周囲から非難を受けることはない。国会議員の四割を占めるほど女性の政治家が増えたことで男性政治家の意識改革も進んだ。私たちは夫婦そろって政治家だが、お互いに自分の選挙運動を相手に手伝ってほしいと思っただけではない。スウェーデンでも政治家が男性ばかりだった昔は選挙運動のパーティーに妻を同行する慣行などあったが、こうした古い慣習は女性の社会進出とともに消えた。¹⁸⁾

こうした社会を作るには教育も重要である。¹⁹⁾ 男女平等教育を実現するためには、男女を混ぜればよいというもの

でもない。男女の教育機会を実質的に均等にするためには、場合によっては男女を分けることも必要となる。

たとえば、スウェーデンのある小学校では、教室の子ども用コンピュータをやるちゃん男の子が独占して、おとなしい女の子が待たされることがないように、男子用、女子用に分けている。また、ホッケーの時間に男子ばかりがゴール前に集まり、女子が常に後方を守る状況を変えるため、男女別の授業にするなど、女子が待たされること、後方にいることに慣れてしまわない工夫がなされている。⁽²⁰⁾

二〇〇三年に日本で男女共同参画会議基本問題専門委員会が「女性のチャレンジ支援策」を検討した結果を報告した。そこでは世界的に見て能力活用が進まず、活躍度がきわめて低い日本女性のエンパワメントの必要性と緊急性を述べている。しかし支援策の方向は示されているが、具体的な数値目標や達成期限などの記述はない。男女平等の実現には、罰則規定を伴う実効性のある法制度の整備が必要である。こうした点を踏まえて次のような提案がなされている。⁽²¹⁾

具体的な法制化が必要な事項としては次の五点がある。①未婚・既婚にかかわらず、税制、社会保障制度、雇用システムを世帯単位から個人単位に改めること。②社会のあらゆる分野において、二〇一〇年までに女性が指導的地位に占める割合を少なくとも三〇%にするようにクォータ制を採用すること。③多様な働き方への支援策として「パート労働法」を改正し、パートタイマーとフルタイマーの労働条件を均等にし、両者間の自由な移動を可能にすること。④育児休業中の雇用保険からの給料支給を現在の四〇%から八〇%に引き上げ、父親に対しても少なくとも一ヶ月の休暇取得を義務化すること。⑤男性の働き方を見直すため、残業時間の上限を法律で定め、年次有給休暇を消化できるようにすること。

教育面での提案は次のとおり。①教育行政組織に男女平等教育を推進する担当者を置き、教員の研修や授業プ

プログラムの支援等、学校現場との連携を緊密にはかること。② 学校の管理職、教育委員、教科書の執筆者や編集者、教科書検定委員等、教育の進路決定に関わる部署において、女性を男性と同数の構成にすること。③ 教科書検定制度を、廃止も含めて見直し、自由な発想で男女平等を進めるのにふさわしい教科書の出版、採択を行うこと。④ ジェンダーの視点を考慮した教員採用を行い、採用後は十分な男女平等教育の研修を行うこと。

これらの提案が実現すれば、女性はエンパワーすることができ、男女共同参画社会が指向するような、家庭・職場・地域で男女が対等なパートナーとして活動することができるとは思えない。

ノルウェーなどの北欧諸国のように、男女ともに個人として自立し、職業人、家庭人、地域人としてバランスのとれたライフスタイルを選択できるようになれば、日本の出生率も回復するだろう。女性の働きやすい条件の整備を進めてきた国ほど出生率が回復している。

〈ノルウェーにおける女性と政治〉

ノルウェーは女性国会議員の割合が二〇〇五年八月現在、世界三位である。世界的にも政治の世界への女性の参加の際立つ国である。

女性の政治への参加は、社会参加や高齢化と並行する形で展開した。女性議員は昔から伝統的に多かったわけではない。女性の生き方が大きく変化した一九七〇年代頃から急速に増加した。その流れを推進した要因は、社会や女性自身の変化、選挙制度など様々である。活発な女性運動は、社会や政党など多方面に働きかけるほか、選挙時にも運動を行ってきた。多くの政党は、内外からの働きかけを受けて、内部機関や選挙の候補者リストに一定割合以上の両性を含める方針（クオータ制）を導入するにいたった。クオータ制は、公的機関が任命・選任する委員会や審議会等の構成にも導入されている。このように政策決定過程への女性の参加は法律による制度を備えて促進さ

表1 ノルウェー政治における女性の歩み

年	出 来 事
1901	地方選挙の選挙権が一定の収入を条件に認められる。
1907	国政選挙の選挙権が一定の収入を条件に認められる。
1910	市町村議会選挙の普通選挙権および被選挙権が付与される。
1913	国政選挙における普通選挙権および被選挙権が付与される。
1921	女性国会議員第1号が誕生する。
1945	女性大臣第1号が誕生する。
1956	省を担当する女性大臣第1号が誕生する。
1965	複数（2名）の女性大臣が登用される。
1971	市町村議会で女性議員の比率が急上昇する。
1972	国の機関として機会均等審議会が設立される。
1974	政党に初めて党組織におけるクォーター制が導入される（自由党）。
1975	政党に初めて候補者リスト上のクォーター制が導入される（左派社会党）。
1978	機会均等法（両性間の機会均等に関する法律）が成立する。
1981	女性党首第1号（グロ・ハーレム・ブルントラント）が誕生する。
1983	労働党が候補者リストのクォーター制を導入する。
1986	大臣の4割以上が女性となる（18人中8人）。
1988	国の公的委員会等にクォーター制が導入される。
1992	地方自治体の委員会等にクォーター制が導入される。
1993	女性国会議員の割合が40%を超える。 女性議長第1号が誕生する。 首相候補3名がすべて女性で占められる。

（出典） 岡沢・奥島編『ノルウェーの政治』早稲田大学出版部、169頁

れている。

☆一九六〇年代以前

男性の普通選挙権は一八九八年に実現した。女性の選挙権はそれより遅れて少しずつ拡大されていった。選挙に関して女性が男性と完全に同

等の権利を獲得したのは、一九二三年に基本法が改正された時のこと。しかしその後も女性の政治参加は低

調であった。女性の投票率は男性よりかなり低く女性議員も少なかった。

たとえば、最初の女性国会議員は一九二一年に誕生したが、その後一九四五年までに国会議員となった女性

はのべ一五人にすぎない。
☆一九六〇～七〇年代

女性の生き方や政治との関わりは、一九六〇年代から七〇年代にかけて

表2 ノルウェーにおける国政選挙と女性

年	議員総数	女性議員数	同 割 合(%)	女性の投票率(%)
1909	123	0	0.0	58.2
1912	123	0	0.0	60.8
1915	123	0	0.0	53.9
1918	126	0	0.0	51.4
1921	150	1	0.7	60.3
1924	150	0	0.0	64.1
1927	150	1	0.7	61.6
1930	150	2	1.3	74.0
1933	150	3	2.0	71.3
1936	150	1	0.7	80.6
1945	150	7	4.7	72.9
1949	150	7	4.7	78.9
1953	150	7	4.7	76.7
1957	150	10	6.7	76.3
1961	150	13	8.7	77.3
1965	150	12	8.0	84.1
1969	150	14	9.3	82.8
1973	155	24	15.5	78.4
1977	155	37	23.9	81.9
1981	155	40	25.8	81.4
1985	157	54	34.4	83.7
1989	165	59	35.8	—
1993	165	65	39.4	—
1997	165	60	36.4	—
2001	165	60	36.4	—
2005	165	63	38.2	—

(出典) 岡沢・奥島編『ノルウェーの政治』早稲田大学出版部, 174頁に筆者が加筆。

大きく変化した。同棲や離婚、ひとり親家庭が増えた。働く女性も増加した。背景としては六〇年代を通して福祉の充実が図られ、それまで女性が担ってきた介護や保育が自治体の提供するサービスとなり、それを担当するスタッフが労働市場で求められるようになったこと、他の領域でも人材不足が生じたこと、機械化により家事の省力化がはかられたことなどがある。

そうした状況で、六〇年代に性別役割分担や男女の機会均等が議論された。しかし職場は男性優位であった。高い地位は男性で占められ、多くの女性は低賃金の職についていた。家庭と仕事の両立は

容易でなかった。女性が男性と同じようにキャリアを形成するのは不可能だった。現実には男女の役割分担の見直しも機会均等も進展してなかった。

そうしたなかで活発になったのが新しい女性運動である。それは七〇年代半ばに全盛期を迎えた。目標は既存の社会を前提とした機会均等ではなく社会自体の変革だった。そのための様々な具体的施策を要求した。とくに家庭における男女の役割分担を変えることが重視された。

そのために不可欠とみなされたのが政策決定過程への女性の参加である。女性が求める政策は男性に代弁してもらって実現するのではなく、女性自身が取り組む必要がある。政界への女性の進出が主な目標になった。政党もこの問題について基本的に理解を示した。そのため多くの女性が政党に参加するようになり、政党内部で要求実現をはかることになった。

七〇年代に入ると、女性議員の割合が激増した。女性運動から政党への圧力は選挙の候補者選びに影響を与えた。候補者選びにクォータ制を採用する政党が登場すると、他の政党も追随した。一九六九年には女性議員の割合は九・三％だった。八一年には二五・八％へと大幅に増加した。

全体として女性議員は増えたが有力な地位につく女性はごく少数だった。しかし新しい女性運動は女性に密接に関わる問題が、議題として優先順位をあげるのに寄与した。七〇年代の具体的成果として、機会均等法、保育所法が挙げられる。

☆一九八〇年代以降

女性運動は社会の意識を変えた。八〇年代に女性の高学歴化が進み、男性の領域とされた職業に就く女性が増えた。小さい子どものいる女性も当たり前前に働くようになった。政界でも女性は国の主要ポストを経験し始めた。八

一年には最大政党の労働党で党首が女性となり、その女性ブルントラントが初めての女性首相となった。女性議員も増加した。八三年には労働党が選挙での候補者選定にクオータ制を導入した。これは女性国会議員の比率を高めるうえでひとつの転換点になった。

その後議会に占める女性議員の割合は三四・四％に上昇した。また女性大臣の登用に画期的な出来事が起きた。八六年、ブルントラント首相が閣僚のほぼ半数を女性とする内閣を組閣した。その後どの内閣でも女性閣僚が三分の一から半数を占めるにいった。

九〇年代にも進展は続いた。九一年には労働党、保守党、中央党の三政党で女性が党首となった。九三年の選挙結果で、女性議員は一六五名中六五名を占め、割合は三九・四％と史上最高の数値を示した。

長い年月をかけて、政治における機会均等は浸透しつつあり、女性の政界への進出は国際的にも高い水準に達した。親休暇が拡充され、四八週間一〇〇％の所得保障が受けられるようになり、父親に育児休暇を義務付ける制度ができるなど、仕事と家庭をめぐる男女の環境も変化した。これは多くの女性が政界に進出した成果といえる。

☆女性議員増加の背景

ではこうした女性の政界進出が進んだ背景は何であろうか。

ノルウェーが平等を重視する傾向にあったこと。回国では、本来階級間の格差も比較的小さく、公正や平等、連帯といった価値観が尊重されてきた。社会の不平等を是正することに政府は積極的に取り組んだ。

選挙制度が女性議員の増加に有利な面があった。選挙が比例代表制で行われたこと。政党も有権者の半数を占める女性票を意識した。多くの政党が選挙でクオータ制を導入したことで女性議員は増えた。

女性自身の変化も一因である。女性議員の増加は女性の社会参加や高学歴化と並行して進んだ。社会参加と高学

歴化が進むにつれて、多くの女性が社会に対する問題意識を持つようになり、議員活動にふさわしい土台を固めた。活発な女性運動も影響力を發揮した。選挙にあつての女性団体の活動は女性の政界進出を後押しする重要な役割を果たした。⁽²²⁾

四 おわりに

本稿では男女共同参画社会をめざす日本の現状と課題をみてきた。男女共同参画社会基本法に盛り込まれた指針を實現していくことが求められている。本稿の趣旨からすれば同法の第五条「政策等の立案および決定への共同参画」を實現するためのヒントを諸外国の事例から得られたのではないかとくにノルウェーにおける女性の政治参加の拡大プロセスは日本に参考になる。

女性があらゆる分野で意思決定過程に参画することが重要であろう。女性の立場を真の意味で理解できるのはやはり女性ではないか。その意味で女性議員が適正な数に増えればこれまでと違った議会の運営や成果が得られるだろう。⁽²³⁾ある雑誌の女性編集長は次のようにいう。「上に行った女性が女性を引き上げていく。無理にでも女性が決定権を持つ立場になることが必要です」。⁽²⁴⁾

政治分野でもそのことはいえる。女性議員の多い諸国が導入しているクォータ制を日本の政党も検討すべき時期にきているのではないか。

(1) 『毎日新聞』二〇〇五年九月八日

(2) 列国議会同盟のホームページ参照。Women in Parliaments: World Classification, <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>

- (3) この点に関連して下記文献は女性のリーダーシップに関する興味深い分析を行っている。たとえば職場文化は大きく変化していまや未来のビジネスの成功の鍵を握っているのは女性である。しかし女性たちは依然として多くの職場にはびこっている男性のネットワークに勝利できないのだろうかと問う。Sue Hayward, *Women Leading*, Palgrave Macmillan, 2005.
- (4) 鹿嶋敬『男女共同参画の時代』岩波新書、二〇〇三年、二六―二七頁
- (5) 神谷治美・島田洋子・石田紅子・吉中康子『女性の自立とエンパワメント——学際的研究を踏まえて』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、七頁
- (6) 21世紀男女平等を進める会『誰もがその人らしく 男女共同参画』岩波書店、二〇〇三年、六―七頁
- (7) 筆者も宮崎市の男女共同参画社会の条例案づくりに関わった。
- (8) 辻村みよ子『市民主権の可能性——21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』有信堂、二〇〇二年、二〇三―二〇四頁
- (9) 坂東眞理子『男女共同参画社会へ』勁草書房、二〇〇四年、一五四頁
- (10) ジェンダーに起因する男女の根本的相違に関して次のような指摘がある。たとえば、男性は個性重視だが女性は連帯重視である。以下男性に付随する特性として、歯車、役割重視、支配的、目的のための権力、競争的、ヒエラルキー、大声で話す、公共空間、稼ぎ手。これに対比して女性は、文脈、関係性重視、協動的、手段のための権力、協力、ネットワーク、よく聴く、家庭空間、気配り。Cindy Simon Rosenthal (ed.), *Women Transforming Congress*, University of Oklahoma Press, 2002, p. 23.
- (11) 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治——歴史と政策』有斐閣、二〇〇四年、三三四頁
- (12) 第二次大戦後の日本とドイツにおける、ジェンダーの役割とジェンダー平等に関する態度の変化と構造を分析してみると、高度産業社会におけるジェンダーにまつわる長期的変化過程が垣間見れる。日本の事例は高度産業社会諸国の中でも異質である。この点に関して下記文献を参照のこと。Ulrich Mähwald, *Changing Attitudes towards Gender Equality in Japan and Germany*, Indicum, 2002.
- (13) 伊藤光利編『ボリテイカル・サイエンス事始め〔新版〕有斐閣、二〇〇三年、二四五―二四六頁

- (14) 日本女性の政治や社会における役割は、職場での平等が実現しない限り十分には理解されないだろう。Joyce Gelb, *Gender Politics in Japan and the United States: Comparing Women's Movements, Rights and Politics*, Palgrave Macmillan, 2003, p. 147.
- (15) 各国の政党がどの程度クォータ制を導入しているかに関しては次の文献が参考になる。Monique Leyenaar, *Political Empowerment of Women. The Netherlands and Other Countries*, Martinus Nijhoff Publishers, pp. 217-251.
- (16) 久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣、二〇〇三年、二二一～二三頁
- (17) 松本伊瑛子・金井篤子編『ジェンダーを科学する——男女共同参画社会を実現するために』ナカニシヤ出版、二〇〇四年、四七～五〇頁
- (18) 日本経済新聞社編『女たちが日本を変えていく』日本経済新聞社、二〇〇三年、二二六～二二七頁
- (19) ジェンダー平等と社会転換にとって大事なことは女性のエンパワーメント、経済力と財源、教育である。Joanna Kerr, Ellen Sprenger and Alison Symington (ed.), *The Future of Women's Right. Global Vision and Strategies*, Zed Books, 2004, pp. 199-202.
- (20) 『世界』編集部編『二世紀のミニフェスト』岩波書店、二〇〇一年、二一九～二二〇頁
- (21) 神谷治美・島田洋子・石田紘子・吉中康子、前掲書、一九三～一九四頁
- (22) 岡沢憲美・奥島孝康編『フルウエーの政治』早稲田大学出版部、二〇〇四年、一六七～一七六頁
- (23) Wendy Stokes, *Women in Contemporary Politics*, Polity, 2005, p. 233.
- (24) 『朝日新聞』二〇〇五年九月三日